

[事案 29-38] 契約解除無効請求

・平成 30 年 3 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

募集人による不告知教唆等があったことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 4 月に契約した医療保険について、2 年以内に入院し、帝王切開手術を受けたので給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除されたうえ、給付金が不支払となった。

しかし、告知時、以前の入院・手術歴およびその後 3 年間隔で自主的に通院していることを募集人に伝えたが「問題ない」と回答された等の理由により、契約解除を取り消して、入院および手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人には、告知日の約 1 年前まで通院歴があるので、この点の不告知については、申立人の重大な過失による。
- (2) 募集人は、告知時、申立人から既往歴を聞いていない。
- (3) 帝王切開手術は、既往症再発の予防を目的として実施されており、不告知事実との間に因果関係が存在する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。